

<子ども会賠償責任保険に関するご質問 & ご説明>

子ども会損害賠償責任保険について、支払対象判断を中心に、特に多いご質問と、それに対するご説明を記載いたします。このご説明は、約款(特約)を中心としたご説明(過去の事例を含む)となります。

子ども会賠償責任保険で対象となる事故は、

◎子ども会の行事中であること

◎”子ども会として”被害者から損害賠償を求められる事故であること

◎被害者から求償があること

以上の場合に対象となります。

平成27年8月

(公社)全国子ども会連合会

項番	分類	ご質問内容	ご説明	「子ども会に入ろう」チラシ該当部分
----	----	-------	-----	-------------------

1. こんな場合、対象になるの？

1	対象判断 (行事以外)	子ども会行事へ参加するため自転車で走行中、誤って他人にぶつかりケガをさせてしまった。支払えるか？	子ども会の賠償責任保険は、行事中のみが対象です。集合場所と自宅の往復途中は対象外です。	保険金をお支払できない 主な場合②
2	対象判断 (役員・指導者)	ソフトボールの監督が学校のグラウンドの端に自家用車を停めていた。ソフトボール活動中、偶然ボールが自家用車の方向へ飛んでボンネットに当たりへこんだ。その修理代は出るか？	行事中における役員・指導者等(同居の親族を含む。別居の親族は含まない)の身体傷害・財物損害は対象外です。	保険金をお支払できない 主な場合④

項番	分類	ご質問内容	ご説明	「子ども会に入ろう」チラシ該当部分
3	対象判断 (借用物)	子ども会行事のために、子ども会とは関係ない方から「かき氷器」を借りたが、操作を誤って壊してしまった。補償はあるか？	子ども会が所有、使用又は管理している物に該当しますので、保険金支払の対象外です。子ども会の持ち物、子ども会の役員・指導者・育成者等のものであっても対象外となります。また、自動車を借りて行事(廃品回収、祭りの山車 等)をおこなう場合、車自体が損傷した場合も対象外となります。	保険金をお支払できない 主な場合⑥
4	対象判断 (借用物)	学校のグラウンドを借りて行事(ソフトボール、祭り等)を行っていた際、ボールがネットを越え、校舎のガラス・水槽等を割った。対象となるか？	子ども会としては学校のグラウンドを借りているため、広義には学校自体の財物も借用物として支払の対象外となります。ただし、子ども会の賠償責任保険では、子ども会行事に直接関わらない財物(ガラス等)は、(行事中の行為によるものであれば)対象としています。 <u>ご質問のケースは対象となります。</u> 行事に直接借用したもの(ソフトボールの際に借りたネットやベース、炊飯行事等で借りた家庭科室の炊飯器 等)は借用物として対象外となります。	(参考) 保険金をお支払できない 主な場合⑥
5	対象判断 (販売・提供品)	お祭り等で子ども会が屋台で提供した食品によって食中毒が発生した場合、対象となるか？	子ども会が販売又は提供した商品・飲食物に起因する損害賠償責任は対象外です。	保険金をお支払できない 主な場合⑦
6	対象判断 (自動車賠償)	子ども会行事(廃品回収)のために好意で車を借用し、その廃品回収のため運転中、誤って第三者の塀をこわした。対象となるか？	借用自動車に限らず、自動車の運行管理に起因する損害賠償(対人・対物)は、その車についている保険(自賠責保険、自動車保険)により補償することになり、子ども会の賠償責任保険では対象外となります。	保険金をお支払できない 主な場合⑧
7	対象判断 (競技中・競技中以外)	ソフトボールの練習で、打球がピッチャーの顔面に当たり、メガネが壊れてしまった。支払えるか？ また、スポーツ競技中以外でメガネが壊れた場合は対象か？	ソフトボールに限らず、また試合中・練習中に限らず、正当な競技規則に従った行為では損害賠償そのものが発生しません。メガネ以外の他の財物、相手のケガも同様です。 また、観客についても競技参加者とみなされ、同様に損害賠償が発生しません。 なお、スポーツ競技中以外の場合は、事故の状況により対象か否かを確認することになります。	保険金をお支払できない 主な場合⑨

項番	分類	ご質問内容	ご説明	「子ども会に入ろう」チラシ該当部分
8	対象判断 (車両)	行事(サイクリング等)中に、運転していた自転車が他人に接触しケガを負わせた。請求は可能か？	自動車事故と同じように、過失割合の判断に基づき、過失部分のお支払いが対象となります。	
9	対象判断 (子ども同士)	こども会活動にて待機中、こども同士がふざけあっていて途中から蹴り合い等の喧嘩に発展し、一方にケガを負わせた。指導者は片付けや準備に追われ、その場にはいなかった。請求はできるか？	子供同士でふざけていたのであれば、たんなるケンカであり、子ども会の管理責任はないため対象外です。(その場に指導者がいなければなおのことです。)	
10	対象判断 (他子ども会)	子ども会活動中、たまたま隣で別の子ども会が行事をしていて、別の子ども会の子どもにケガをさせてしまい、子ども会に損害賠償を求められた。対象となるか？	同一年行事でなければ、他の子ども会は第三者とみなすことができますので対象となります。	

2. 他に保険(共済)がついているけど・・・

11	他社確認 (他保険)	子ども会の賠償責任保険以外に、賠償責任保険のついた他の保険(スポーツ安全保険、コープ共済等)にも加入している場合、どのようにすればよいか？	<p>事故報告時に、知りうる範囲で他保険分を報告してください(所定欄へ記入)。</p> <p>子ども会の担当保険会社から、他保険の詳細情報(連絡先等)を照会される場合もあります。</p> <p>支払対象と判断された場合、どちらの保険を使うかご判断いただくことがあります。</p> <p>また、保険の種類によっては、どちらかを代表として支払い、後に保険会社が他社に按分額の求償をします。</p> <p>なお、子ども会賠償責任保険・他保険をあわせても、損害賠償額を超えることはできません(請求関係書類として“領収書の原本”の提出をご依頼しています)。</p>	
----	---------------	---	---	--

項番	分類	ご質問内容	ご説明	「子ども会に入ろう」チラシ該当部分
----	----	-------	-----	-------------------

3. 結局いくら払われるの？

12	損害額 & 支払保険金	<p>保険会社から、子ども会が100%有責(支払対象)との判断が出た。最終的にいくら保険金が出るのか？</p>	<p>提出された書類等により、保険会社で決めることとなります。まず、「損害額」を確定させます。修理対応が可能な場合は、修理見積の妥当な修理金額が「損害額」となります。修理が不可能なもの、又は全損と認められる場合は、購入年月と購入額から時価額を算定し「損害額」とします。計算式としては、「損害額」×支払割合(例では100%)－免責額(自己負担額)＝支払額(保険金)となります。平成27年度契約の子ども会損害賠償責任保険の免責額(子ども会の自己負担額)は、対物＝1,000円、対人0円／1事故 となります。</p>	
----	-------------	---	---	--

< 保険利用とは別に(杞憂ですが) >

事故が発生し、損害を与えたと思われる場合は、当然ですが、被害者に対し誠意をもってご対応いただくのがよいかと思います。

< 保険利用に際して >

請求できる可能性がある場合は、まず事故報告書を市区町村子連等の窓口へご提出ください(用紙は全子連のホームページに掲載してあります)。

その後、都道府県子連(指定都市子連)・全子連を通して保険会社へ報告されます。

あわせて、(物損の場合は)写真・見積書のご準備をお願いします(ご提出時期は別途ご連絡いたします)。

※ご注意：全国の保険会社の窓口では、子ども会賠償責任保険の事故の受付・照会はおこなっていません。

支払可否は、送付いただいた事故報告書等に基づき保険会社が判断します